

令和7年度第4回伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時 令和8年2月25日(水)

午前10時

場所 伊達市役所東棟4階

401会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告第1号 (仮称)月舘線の名称決定について

議案第1号 伊達市地域公共交通計画の一部改訂について(案)

議案第2号 福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画(変更案)
について(案)

4. その他

5. 閉 会

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名	出欠	代理出席者役職	代理出席者
1	伊達市	市長	須田 博行	会長	○		
2	福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	副会長	○		
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩		○		
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	菅野 智也		○		
5	伊達警察署	交通課長	小川 昌宏		欠		
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査課長	鷹木 譲		欠		
7	福島県保原土木事務所	所長	國分 彰成		○	代理	江尻 洋平
8	伊達市建設部	参事兼建設課長	小賀坂 克浩		○		
9	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		○		
10	福島交通株式会社	福島支社乗合営業課長	八巻 健		○		
11	東日本旅客鉄道株式会社福島支店	副長	蓮沼 哲也		欠		
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	富田 政則		○	代表取締役専務	関場 智彦
13	一般社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村 雅恵		欠		
14	伊達地区タクシー協議会	会長	寺島 大樹		○		
15	伊達市商工会	会長	渡邊 武		○	主査	石川 潤
16	保原町商工会	会長	佐藤 晃司		○		
17	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	国嶋 章		○		
18	自交総連東北地連福島県協議会	議長	渡辺 良春		欠		
19	伊達川東地区協議会	会長	佐藤 富雄		○		
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷 勝男	監査	欠		
21	NPO法人保原中央自治振興会	理事長	齋藤 徹雄		欠		
22	掛田自治協議会	会長	森久保 操		欠		
23	月館地域自治組織連絡協議会	会長	千葉 康生		○		
24	伊達市PTA連絡協議会	副会長	鈴木 克三		欠		
25	伊達市連合婦人会	上保原婦人会長	遊佐 範子		欠		
26	伊達寿会連合会	会長	片平 博行		○		
27	伊達市社会福祉協議会	常務理事	原 好則	監査	欠		

(仮称) 月舘線の名称決定について

コミュニティバス(仮称)月舘線の名称について、下記のとおり決定したので報告する。

1. (仮称) 月舘線の概要及び募集条件

(1) 運行ルート

月舘総合支所～道の駅伊達の郷りょうぜん～掛田駅

(2) 運行開始日

令和8年4月1日

(3) 募集概要

ア. 募集内容：(仮称)月舘線の路線の名称

イ. 募集期間：令和8年1月5日(月)～1月16日(金)

ウ. 応募方法：市政だより、市ホームページ(QRコード)または郵送

(4) 名称の条件

ア. 名称から地域や運行がイメージできるもの

イ. バスの名称としてふさわしいもの

(5) 応募件数

オンライン9件 郵送3件 計12件(9名)

2. 名称選考委員会の開催

(1) 開催日時

令和8年1月28日(水) 15:00～15:30

(2) 開催場所

伊達市役所議会棟2階委員会室2

(3) 選考委員会委員

ア. 福島大学経済経営学類 准教授 村上委員(選考委員長)

イ. 福島運輸支局 首席運輸企画専門官 日脇委員

ウ. 福島交通株式会社福島支社 乗合営業課長 八巻委員

エ. 月舘地域自治組織連絡協議会 会長 千葉委員

オ. 伊達寿会連合会 会長 片平委員

3. 選考結果

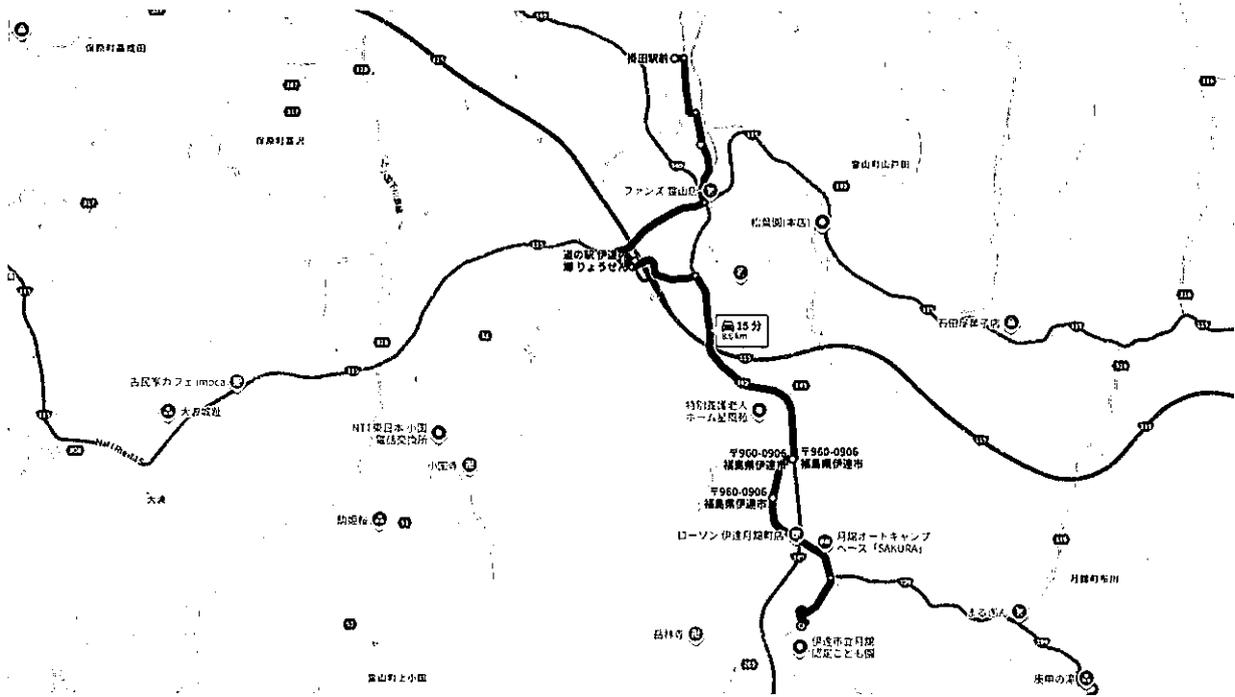
(1) 名称

道の駅伊達月館線掛田・月館線

(2) 選考理由

ア. どこを走っているのか一目でわかる。

イ. 土地勘があまりない人でも行き先がわかりやすい。



議案第1号

伊達市地域公共交通計画の一部改訂について（案）

伊達市地域公共交通計画の一部改訂について、次のとおり承認を求める。

令和8年2月25日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 須田 博行

1. 主な改訂の内容

- (1) 計画期間（令和3年度から令和7年度まで）の終期を1年延長（令和8年度まで）にする。
- (2) （仮称）鉄道アクセスの運行経費の国庫補助申請に伴い、フィーダー系統補助を活用する旨を記載する。
- (3) 将来のネットワークのイメージ図に（仮称）鉄道アクセス線を記載する。
- (4) （仮称）月舘線の運行経費の国庫補助申請に伴い、実証運行を行う旨を記載する。
- (5) 各種公共交通目標達成のための取り組みの実施期間（2026年まで）の終期を1年延長（2027年まで）にする。

2. 改訂の理由

当初計画では予定していなかった新規バス路線の導入や、現在の計画路線に関する国庫補助活用の必要性の記載、路線網図の更新などを行い、国庫補助活用の要件を満たすことができるようにするために改訂を行うもの。

なお、今回は1年間の計画期間の延長とし、令和8年度中には次期計画を策定することとする。

3. 今後のスケジュール

- (1) 2月25日 伊達市地域公共交通活性化協議会での提起
- (2) 承認後、運輸局へ計画書の提出
- (3) 令和8年度より改訂後の計画に基づき実施

議案第2号

福島県北圏域地域公共交通利便増進実施計画（変更案）について（案）

福島県北圏域地域公共交通利便増進実施計画（変更案）について、次のとおり承認を求める。

令和8年2月25日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 須田 博行

1. 主な改訂の内容

伊達市内を運行する広域路線バスに関して、イオンモール伊達の開業予定に伴い、イオンモール伊達を経由する運行経路に変更するもの。

2. 改訂の理由

イオンモール伊達に乗り入れを行うことにより、広域路線バスの利用が増え、考えられるため、計画の改訂を行い運輸局に提出する。利便性の向上が認められれば、運行経費の国庫補助額がかさ上げとなる。

なお、提出にあたっては関係市町村の事前の同意が必要となっている。

3. 今後のスケジュール

- (1) 2月25日 伊達市地域公共交通活性化協議会での提起
(同時期に関係市町村での地域公共交通会議を開催)
- (2) 3月予定 福島県地域公共交通会議などを経て内容の確定
- (3) 4月以降 福島県地域公共交通活性化協議会での提起
- (4) 6月予定 福島県が運輸局へ計画書の提出